

令和3年第4回定例会

## 都市建設常任委員会会議概要

委員長 神山昌則

副委員長 山本武朝

1 開催日時 令和3年12月13日（月曜日）午前11時00分～午前11時49分

2 開催場所 第3・第4委員会室

### 3 審査案件

議案第151号 青森市手数料条例及び青森市建築審査会条例の一部を改正する  
条例の制定について

議案第156号 青森市営一般乗合自動車料金条例の一部を改正する条例の制定  
について

議案第159号 公の施設の指定管理者の指定について（合浦公園等）

議案第160号 市道の路線の廃止について

議案第161号 市道の路線の認定について

### 3 報告案件

（1）青森操車場跡地の利活用に係る事業の進捗状況について

（2）事故の報告について

（3）事故の報告について

（4）現場作業員の負傷事故について

### ○出席委員

委員長	神山昌則	委員	工藤健
副委員長	山本武朝	委員	藤原浩平
委員	中田靖人	委員	奥谷進
委員	竹山美虎	委員	里村誠悦

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した者の職氏名

企業局長	鈴木裕司	交通部次長	今国弘
都市整備部長	平岡弘志	都市政策課長	櫻田文明
水道部長	横内修	交通部管理課長	堀川慎一
交通部長	赤坂寛	関係課長等	
都市整備部次長	佐々木浩文		

**○事務局出席職員氏名**

議事調査課主事 柿 崎 良 輔

議事調査課主事 笹 田 貴 子

議事調査課主査 岩 間 憲 仁

○**神山昌則委員長** ただいまから、都市建設常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案5件について、ただいまから審査いたします。

議案第151号「青森市手数料条例及び青森市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** 議案第151号「青森市手数料条例及び青森市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について」お手元に配付させていただいております資料に基づき御説明申し上げます。

初めに改正理由ですが、長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

改正内容につきましては、青森市手数料条例について、一つには、分譲マンションについて、これまで住戸単位で認定を受け各住戸の区分所有者それぞれが維持保全を行うこととされておりましたが、実際は管理組合によって一括して維持保全が行われていることを踏まえ、住棟全体での認定に改正されるものであります。これに伴い住戸単位での認定から住棟単位での認定に認定申請手数料の記載を改めるものであります。

二つには、長期優良住宅の認定申請に係る添付書類等の見直しが図られ、所管行政庁の審査内容が変更されることに伴い、その審査に要する時間に増減が生じるため、認定申請手数料の額などを改正するものであります。

認定申請手数料の額の改正の一例といたしまして、改正前は、「イ 民間機関において認定基準の全てを審査した書類を添付した場合 6000 円」、「ロ 民間機関において認定基準のうち構造の一部を審査した書類を添付した場合 1 万 5000 円」であったものが、改正後は、「イ 民間機関において認定基準のうち構造を審査した書類を添付した場合 1 万 2000 円」となります。

三つには、長期優良住宅について一定の敷地面積を有し、広場や歩道等の空き地を有する等、良好な市街地の整備につながるものとして、建築審査会の同意を得て許可したものは、容積率緩和の規定が追加されることから、特例許可申請手数料の追加をするものであります。

この容積率の特例許可申請手数料は 16 万円となります。これらの手数料の額については、国土交通省が示した算定方法に基づき算定し、青森県と同額としております。

次に、青森市建築審査会条例について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく容積率の特例許可に当たり、建築審査会の同意が必要である一方、現行の建築審査会条例におきましては、審査会の招集は全て建築基準法に基づくものに限られていることから、他法令による準用を可能とするために一部記載を改正するも

のであります。

施行期日につきましては、令和4年2月20日を予定しております。資料2ページ以降の新旧対照表につきましては、ただいま御説明した内容を分かりやすく対比させたものであります。

以上、議案第151号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

説明につきましては、以上でございます。

**○神山昌則委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○神山昌則委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○神山昌則委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第151号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第156号「青森市営一般乗合自動車料金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。交通部長。

**○赤坂寛交通部長** 議案第156号「青森市営一般乗合自動車料金条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の資料1を御覧ください。

初めに、「1 提案理由」であります。新型コロナウイルス感染症予防対策と収束後の観光需要回復に向けた受入環境整備として、料金の支払いに使用する青森市地域連携ICカード「AOPASS」の導入に伴い、当該ICカードに記録されている利用可能金額の払戻し等に係る手数料を徴収する等のために、所要の改正を行うものであります。

次に、「2 改正内容」について御説明申し上げます。

まず1点目は、ICカードの導入に伴う改正となりますが、管理者は、料金の支払いに使用するICカードを発行することができる旨の規定を追加するとともに、ICカードの利用可能金額を払戻しした際の手数料を1枚につき220円、ICカードを再発行した際の手数料を1枚につき510円とする規定を追加するものであります。これらの関係規定につきましては、資料2の新旧対照表の5ページから6ページに記載しております第15条及び第16条を御参照いただくようお願いいたします。

次に、2点目であります。特殊普通旅客料金の上限額の変更に伴う改正となりま

すが、これまでの特殊券であります「フリールートカード1日券」に加えまして、市営バス、市バス及びねぶたん号において共通利用が可能な特殊券として、共通休日周遊券の1日券「AOPASSワンデーパス」及び2日券の「AOPASSツーデーパス」を新たに販売いたしますことから、条文上の「フリールートカード1日券」から「1日券」の記載を削除し「フリールートカード」という呼称に改めるとともに、特殊普通旅客料金の上限金額を700円以内から1日につき700円以内に改めるものであります。これらの関係規定につきましては、新旧対照表の2ページに記載しております第5条及び第7条を御覧いただきたいと思ひます。

3点目は、カード回数券——いわゆるバスカードの販売終了に伴う改正となりますが、回数旅客料金及びカード回数券に係る規定を削除するものであります。ただし、附則において経過措置を規定し、施行期日の前日までに発行されたバスカードにつきましては、当分の間、従来のとおり使用できることとしております。これらの関係規定につきましては、新旧対照表の1ページから6ページに記載しております関係条項を御参照いただきたいと思ひます。

最後に、施行期日につきましては、AOPASSのサービス開始日となりますが、現在調整中でありまことから、附則において、公布の日から三月を超えない範囲内において規則で定める日としております。

以上、議案第156号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**○神山昌則委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。藤原委員。

**○藤原浩平委員** 何点か聞きたいと思ひますけれども、提案理由としてコロナウイルス感染症予防対策と収束後の観光需要回復に向けたとありますけれども、言ってみれば、青森市民の利用というよりは観光需要の回復ということに重きを置いたものとの感じを受けるのですけれども、このカードを発行することによって、観光客の増というか、需要回復はどれくらい見込んでいるのか、その辺をお答えください。

**○神山昌則委員長** 交通部長。

**○赤坂寛交通部長** 藤原委員からの御質疑にお答えいたします。

まず、この事業の目的であります、先ほど説明させていただきましたとおり、大きく2点でありまして、まずは新型コロナウイルスの感染症予防対策ということがあります。

これは、常日頃から市民の皆様が、たくさん市営バス等を御利用いただいておりますので、そここのところ、非接触であるものに置き換えることによって予防対策が充実するということでもあります。

もう1点目として、収束後の観光需要回復ということではありますが、決して観光需要回復だけを目途としたものではありません。観光需要の取り込みということ

目標値ということでありましたけれども、私どもで把握しているバス利用者に関する数字は、現状のシステムからは観光客がどのくらいあるのかというのは、押さえられないということがありまして、具体的な目標値の設定はこのたびしていないところであります。

以上でございます。

**○神山昌則委員長** 藤原委員。

**○藤原浩平委員** 委員長、すみません。ランダムに、あちこち飛ぶような感じで聞きますけれども、このICカードの導入に伴う改正内容の(1)のところですがけれども、ICカードに係る利用可能金額を払い戻したときに220円、再発行したときに510円とありますけれども、この根拠について教えてください。

**○神山昌則委員長** 交通部長。

**○赤坂寛交通部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

まず、利用可能金額を払い戻したときの220円ではありますが、ICカードに係る利用金額というのは、いわゆるそのICカードの中に入る電子マネー——Suicaの場合ですので今回SFという呼称になりますけれども、それを払い戻す際の金額であります。

これは、JRもそうですが、Suicaを入れた、同様の私どものバス事業者みたいな、そういう様々ハードがありますけれども、そこはJRの規定に合わせて220円ということにさせていただいたところであります。

もう1つ、ICカードを再発行したときということでの510円ではありますが、こちらには定期の払戻しと同額の価格を設定させていただいたところあります。

以上でございます。

**○神山昌則委員長** 藤原委員。

**○藤原浩平委員** バスカードの販売終了、これは当分の間、従前どおり使用できるようになっていきますけれども、当分の間というのは、どれくらいのこと——当分の間と言えばそれまでなのかもしれませんけれども、どれくらいの日をちを考えていますか。

**○神山昌則委員長** 交通部長。

**○赤坂寛交通部長** バスカードの、当分の間ということについての再質疑にお答えいたします。

この当分の間というのは、今、現在、発行しておりますバスカード、市民の方がお持ちのカード、これは引き続き御利用いただけるようにということで、利便性を考慮してそういう対応をさせていただくということでもあります。

したがって、これらの利用状況を踏まえながら、期日については定めてまいりたいと考えております。

**○神山昌則委員長** 藤原委員。

**○藤原浩平委員** バスカードの販売も、当分の間続けるということでもいいのでしょ

うか。

**○神山昌則委員長** 交通部長。

**○赤坂寛交通部長** 再度の御質疑にお答えします。

バスカードの販売につきましては、AOPASSの供用と同時に販売を終了させていただくということで、御説明させていただいております。

**○神山昌則委員長** 藤原委員。

**○藤原浩平委員** もう1点、施行期日について、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において、規則において決めるとありますけれども、具体的にはいつのことになるのでしょうか。

**○神山昌則委員長** 交通部長。

**○赤坂寛交通部長** 先ほどの説明の中でも申し上げましたが、AOPASSの供用開始日については、関係機関、JRなどと調整しているところでありまして、それが定まり次第、規則で定めるということを考えております。

以上でございます。

**○神山昌則委員長** 藤原委員。

**○藤原浩平委員** 最後に意見ですけれども、これまで、バスの乗客、利用客が減ってきているということなどもあって、いろいろ、バス料金の問題で、例えば乗り継ぎの割引の制度だとかを導入すべきではないか、などという議論もずっとあったと思うのです。そのときに、今みたいなICカードの導入に伴ってという意見も出ていたと思うのです。

今回、ICカードを導入するのは、何かこのICカードだけが突出して先に出ているので、一般の市民の利用客の利便性だとか、サービス向上だとかということについて、今後しっかり、取り組んでいっていただきたいと思います。

意見と申しましたが、そのように思いますが、お考えについてお聞きをしたいと思います。

**○神山昌則委員長** 交通部長。

**○赤坂寛交通部長** 今回、AOPASSの導入に当たりましては、先ほど申し上げました、感染対策と、観光需要回復後の受入環境整備ということで、まず、これまでのサービスについては引き続き維持させていただき、バスのポイントにつきましても、かなり高いポイント還元率を設定させていただいたところでもあります。こういった形で、市民の皆様の利用促進につなげてまいりたいと考えております。また、受入環境整備としましては、先ほども若干触れましたけれども、AOPASSワンデーパス、ツーデーパスということで、首都圏からお越しになった方がわざわざこちらで券を買わずに、そのままSuicaでもお使いいただけるという枠組みを設定させていただいております。そうしたことで、改善に取り組んでいるところであります。

今後の改善につきましては、その時々状況を踏まえながら、適切に判断してま

いりたいと考えております。

以上でございます。

**○神山昌則委員長** ほかに発言はありませんか。竹山委員。

**○竹山美虎委員** 今ほどの藤原委員とのやりとりで1点だけ確認です。現在のバスカードの払戻しは可能なのですか。というのは、当分の間は使用できるのだけれども、利用者にとっても、市にとっても、いつまでも2つのということは、決してよくないと思うのです。例えば、AOPASSにするから、バスカードの残額を払戻ししてくださいとか、あるいは、もうしばらく使わないので払戻ししてくださいということはできるのですか。

**○神山昌則委員長** 交通部長。

**○赤坂寛交通部長** バスカードについての払戻しについての御質疑にお答えいたします。現行のバスカード、これをお持ちの場合は、払戻しにつきましては現在でもできる形になっておりまして、その後も、AOPASS導入後も引き続きできるということになっております。

以上でございます。

**○神山昌則委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○神山昌則委員長** なければ質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○神山昌則委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第156号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第159号「公の施設の指定管理者の指定について（合浦公園等）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 議案第159号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

お手元に配付しております資料1を御覧ください。

最初に、「1 提案理由」であります。青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条の規定に基づき、青森地区において、合浦公園など15の都市公園を一括管理する指定管理者を指定するため提案するものであります。なお、「4 指定期間」につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間としております。

次に、「5 募集形態」につきましては公募とし、本年8月2日から9月7日まで指定管理者募集要項を配布し、8月31日から9月7日まで申請の受付を行ってお

ります。その結果、「8 応募団体」に記載のとおり、特定非営利活動法人パークメンテ青い森グループ1者から応募がございました。なお、同グループは、現在の指定管理者であります。

次に、「9 青森市指定管理者選定評価委員会による指定管理者候補者選定に係る審査」であります。去る10月5日に行われたところであります。

それでは、青森市指定管理者選定評価委員会の審査結果につきまして、御説明申し上げます。

資料2を御覧ください。

1ページの「2 選定方法」であります。審査項目につきましては、1の管理運営全般については、「a. 管理運営方針」から「d. 財務の健全性」までの4項目について評価することとし、配点は30点。2の管理については、「a. 地元雇用への配慮」から「i. 福祉に関する取組」までの9項目について評価することとし、配点は65点。2ページに移りまして、3の運営については、「a. 市民の平等な利用を確保するための方針」から「e. 不法行為等への対策」までの5項目について評価することとし、配点は35点。4の応募団体については、市内に本店を有する者であるかを評価することとし、配点は5点。最後に、5の効率性については、収支計画ということで、経費の妥当性と経費の縮減等について評価することとし、配点は30点といたしております。

次に、「(2) 個別項目採点基準」を御覧ください。個別項目の採点であります。提案内容が「大変よい」場合は満点、「全く不十分」の場合は0点とし、「普通」の場合は、6点あるいは3点としております。また、「1-d. 財務の健全性」の採点につきましては、①の当期利益及び3ページに移りまして、②の利益剰余金の状況により、資料記載のとおり採点しております。なお、直近の3事業年度に1度でも債務超過の状態がある団体については応募資格がないものとし、また、直近の事業年度において利益剰余金がマイナスの場合は、審査の結果、失格とする場合があるとしております。5の効率性についての採点につきましては、経費縮減率に基づいて算定した点数に、効率性についての項目を除いた全項目の獲得点数の割合を乗じた点数としております。また、3ページ下段の最低得点であります。各項目の普通とした点数の合計点等を基に算定した、92点及び77点を最低得点とし、応募団体の得点がこれに満たない場合は失格とすることとしております。

次に、4ページを御覧ください。

「4 審査結果」であります。青森市指定管理者選定評価委員会による審査の結果、5ページの表にある合計点に記載のとおり、応募者は125.35点を獲得したところであります。再び4ページに戻りまして、表の摘要欄には、評価の主なポイントを記載しております。抜粋して御説明申し上げますと、1の「a. 管理運営方針」の項目においては、施設の設置目的に基づき、適正に管理運営していく提案があること、2の「a. 地元雇用への配慮」の項目においては、地元雇用者率が100%であ

ること、同じく、2の「e. 施設管理計画」の項目においては、公園別の年間施設管理計画・維持管理計画や樹木の剪定などの良好な景観の確保、動物の良好な飼育管理・来園者が動物への知識を深める取組などの提案があること、5ページに移りまして、3の「d. 自主事業の取組」の項目においては、春まつり、秋まつり等のイベントの開催や、公園の活性化に寄与する提案があることなどが評価されたところであります。

これらの審査結果を踏まえ、青森市指定管理者選定評価委員会におきまして、特定非営利活動法人パークメンテ青い森グループを指定管理者候補者として選定したものであります。

議案第159号についての説明は、以上でございます。何卒、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

**○神山昌則委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○神山昌則委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○神山昌則委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第159号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第160号「市道の路線の廃止について」及び議案第161号「市道の路線の認定について」は、内容に関連があることから、一括議題といたします。なお、採決は議案ごとに行います。

両案に対する説明を当局から求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 議案第160号「市道の路線の廃止について」及び議案第161号「市道の路線の認定について」関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

初めに、路線の認定を行う目的について御説明申し上げます。路線の認定は、道路法上の道路として、道路管理者を明確にし、適正に維持管理するために行うものであり、道路法第8条第2項の規定により、路線を認定しようとする場合は、議会の議決を経なければならないとされております。また、既に認定した路線について、当該路線に代わるべき路線を新たに認定しようとする場合や、当該路線を利用する必要がなくなった場合には、当該路線を廃止することができるとされ、この場合においても、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を経なければならないとされております。

それでは、お手元の資料に基づいて順次御説明申し上げます。まず、市道の路線

の廃止について、資料1の1ページを御覧ください。

今回、廃止しようとする路線は2路線で、延長が188.8メートル、面積が1262平方メートルとなっております。これらの廃止の理由については、路線が全くなくなるというのではなく、市への道路の寄附や開発行為に伴う道路の帰属により、既存の路線の延長が生じたため、既存の路線を一旦廃止し、改めて新路線として再認定しようとするものであります。廃止理由の内訳は、帰属があり路線を延長するために一旦廃止するものが1路線、その他として、法定外道路、いわゆる赤道と言われている道路を新たに認定するために一旦廃止するものが1路線となっております。2ページ目以降は、廃止しようとする路線図を添付しており、廃止しようとする路線は黒で、また、参考として認定しようとする路線は赤で表示しております。

それでは、具体的に御説明申し上げます。資料1の2ページの廃止路線図1を御覧ください。

黒字表記の既存の市道「A1-53」新田53号線を一旦廃止し、開発行為により建設された道路が市に帰属されたため、赤字表記の「A1-70」新田70号線として再認定しようとするものであります。

次に、資料1の3ページの廃止路線図2をご覧ください。

黒字表記の既存の市道「K3-82」筒井82号線を一旦廃止し、その延伸上の法定外道路、いわゆる赤道を含め、赤字表記の「K3-109」筒井109号線として再認定しようとするものであります。

次に、市道の路線の認定について、資料2の1ページを御覧ください。

今回、認定しようとする路線は13路線で、延長が1278.4メートル、面積が9519平方メートルとなっております。これら13路線は、市への道路の寄附や開発行為に伴う道路の帰属などにより新たに認定するものであります。認定理由の内訳は、寄附によるものが3路線、開発行為に伴う帰属によるものが8路線、その他として、法定外道路、いわゆる赤道といわれている道路の認定が2路線となっております。2ページ目以降は、認定しようとする路線図を添付しており、認定しようとする新路線を赤で、また、参考として廃止しようとする路線を黒で表示しております。

それでは、その一部について、具体的に御説明申し上げます。資料2の3ページ、認定路線図2を御覧ください。

当該路線は、私道を寄附採納したため「A1-72」新田72号線として認定しようとするものであります。

次に、資料2の4ページ、認定路線図3を御覧ください。

当該路線は、開発行為に伴って建設された道路が市に帰属されたため、「A66-129」造道129号線として認定しようとするものです。

以上、議案第160号「市道の路線の廃止について」及び議案第161号「市道の路線の認定について」慎重御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしく御願い申し上げます。

○**神山昌則委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神山昌則委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。採決は議案ごとに行います。

まず、議案第 160 号について採決いたします。議案第 160 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神山昌則委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 160 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 161 号について採決いたします。議案第 161 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神山昌則委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 161 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

( 審 査 終 了 )

○**神山昌則委員長** 次に、報告事項に入ります。

初めに、「青森操車場跡地の利活用に係る事業の進捗状況について」報告を求めます。都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** 青森操車場跡地の利活用に係る事業の進捗状況について御報告いたします。

お手元に配付しております資料を御覧ください。

平成 31 年 3 月 22 日に策定しました青森操車場跡地利用計画に基づいた事業の進捗状況であります。1 つ目といたしまして、(仮称)青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業についてであります。(仮称)青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業につきましては、令和 3 年第 1 回市議会定例会における御議決を経て、令和 3 年 3 月 22 日に事業者と事業契約を締結いたしました。契約の相手方につきましては、青森ひと創りサポート株式会社であり、同社は、大成建設株式会社東北支店を代表企業とする事業者のグループが出資する S P C、いわゆる特別目的会社として、本事業に関する業務を行うために設立された会社となっております。契約金額は、107 億 7406 万 3520 円となります。

今年度から設計業務に着手しておりますが、設計業務に当たりましては、事業者からの提案に基づき、(仮称)青森市アリーナのメインアリーナとサブアリーナの間

の広大な屋根付き空間の使い方について、市民から提案をいただくことなどを通じて、将来の利用者に愛着を持ってもらうため、5月と6月の計2回にわたって、資料記載のとおりワークショップを開催いたしました。今年度は、設計を進めた後、令和4年度からの建設を経て、令和6年7月の供用開始を目指し着実に進めてまいります。

2つ目といたしまして、青森操車場跡地新駅整備勉強会についてであります。操車場跡地への鉄道駅の設置については、より専門的な見地から、調査、検討を進めるため、青森操車場跡地新駅整備勉強会を設置し、鉄道事業者である県と連携しながら、新駅整備に係る課題の意見交換、(仮称)青森市アリーナや周辺整備に関する情報共有を行いながら検討を進めているところであります。本勉強会につきましては、昨年11月からこれまでに計3回開催し、操車場跡地利用計画に基づく事業の進捗状況について、適宜、情報共有を図るとともに、第1回目は令和2年11月19日に開催し、市が情報提供した路線バスからの乗り継ぎ等による新駅利用見込者数等について意見交換し、第2回目は令和3年3月25日に開催し、新駅整備に係る課題のうち、安定的な需要確保の見通しとして、需要予測の予測手法や作業状況等について、県から概括的に説明いただき、意見交換し、第3回目は令和3年5月26日に開催し、新駅整備に係る課題のうち、主に需要面について、鉄道事業者である県の立場から現時点での需要等を推計した結果について説明いただき、意見交換したところであります。また、第3回勉強会で示された県による需要等の推計結果については、需要の掘り起こし等を含め、今後さらに精査していくこととしており、現在は、需要の掘り起こしに当たり、令和元年に本市が実施した市民の新駅利用意向アンケート調査のデータを活用しながら、操車場跡地周辺の交通に対するより具体的なニーズや課題等を把握する方法等について、鉄道事業者である県と連携して検討を進めているところであります。

3つ目といたしまして、青森操車場跡地周辺整備についてであります。操車場跡地の周辺整備として、令和元年度から東側の市道浦町127号線、西側の市道大野片岡36号線の測量、地質調査及び詳細設計を実施し、順次、広場や緑地等を含めた道路の整備を進めているところであります。また、東側における主要地方道青森浪岡線との接続部では、道路形状がクランクになっている箇所について、また西側における市道旭町大通り線との接続部では、道路幅員が狭く車同士のすれ違いが困難となっている箇所について、それぞれ円滑な通行を確保するため、令和3年2月に詳細設計業務委託を契約し、その中で具体的な整備内容の検討を進めているところであります。なお、青森操車場跡地周辺整備については、アリーナと同時期の供用開始を目指し工事を進めているところであります。

報告は以上でございます。

**○神山昌則委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。工藤委員。

○**工藤健委員** アリーナ、セントラルパークの件なのですが、もう少し詳細なスケジュールは決まっていますか。

○**神山昌則委員長** 都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** アリーナと、周辺の整備に関する具体的なスケジュールの御質疑であります。

先ほど申し上げた以外に今のところ、詳細なスケジュールについては決まっていない状況であります。

○**神山昌則委員長** 工藤委員。

○**工藤健委員** この3行で終わりですね。はい、分かりました。あと、新駅の勉強会第4回目というのは予定してないものでしょうか。

○**神山昌則委員長** 都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** 第3回勉強会において、需要の掘り起こし等を含め、今後さらに精査していく必要があるとのことから、引き続き、県等関係機関と連携して検討を進めることを確認したところであり、これを受けまして、第4回勉強会につきましては、年が明けた年度内の開催を目途に、操車場跡地周辺の交通に対する、より具体的なニーズや課題等を把握する方法等について、鉄道事業者である県と意見交換することを想定しております。

○**神山昌則委員長** 工藤委員。

○**工藤健委員** 大丈夫です。ありがとうございます。

○**神山昌則委員長** ほかに発言はありませんか。奥谷委員。

○**奥谷進委員** 今の説明をいただいて、供用開始が令和6年7月ということで、工事も早く進まれるようであります。ただ、私はこのアリーナの問題は、本会議で質問したわけでありまして、これは、いわゆるプロポーザルでやるわけです。何年契約として、今、決められてるんですか。その確認です。

○**神山昌則委員長** 都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** 先ほど申し上げました、現在、契約を結んでおりますSPC、特別目的会社でありますけれども、契約としては、完成後、維持管理15年間ということで契約を結んでおります。

○**神山昌則委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神山昌則委員長** なければ質疑はこれにて終了いたします。

次に、「事故の報告について」は、関連する2件について一括で報告を求めます。都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** 市道の破損等に起因して発生しました事故について、お手元に配付しております資料に基づき御報告申し上げます。

資料①を御覧ください。

事故の発生は、令和3年10月23日土曜日、午後8時20分頃、はまなす二丁目の

市道造道 103 号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、右側前輪タイヤ及びホイールを損傷したものであります。

次に資料②を御覧ください。

事故の発生は、令和 3 年 11 月 11 日木曜日、午後 8 時頃、港町三丁目の市道港町通り線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、右側前輪タイヤ及びホイールを損傷したものであります。

いずれの事故現場につきましても、事故の通報を受けた当日に道路維持課職員及び委託業者により、応急補修をしたところであります。なお、今回の事故については、幸いけが人はなく、市が加入している道路賠償責任保険の引受会社と協議をしながら相手方と交渉中であります。

これまでも、道路破損箇所の早期発見・早期補修につきましては、道路維持課職員のパトロールや「職員総パトロール制度」により、適宜、実施体制を構築しているほか、市ホームページ上にて、広く市民の皆様へ情報提供の御協力を呼びかけているところでありますが、今後とも、より迅速な対応を行い、事故の未然防止を図るよう努めてまいります。

以上でございます。

**○神山昌則委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○神山昌則委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「現場作業員の負傷事故について」報告を求めます。都市整備部長。

**○平岡弘志都市整備部長** 幸畑福祉館建設工事で発生しました現場作業員の負傷事故について、御報告申し上げます。

お手元に配付しております資料を御覧ください。

事故の発生は、令和 3 年 11 月 10 日水曜日、午後 5 時頃、幸畑福祉館建設工事現場内において、現場作業員が作業を終え、釘打機を両手に持ちながら足場のアルミ階段を降りていたところ、つまずき転倒落下した際に地面に突いた左手首を負傷したものであります。現場作業員の負傷の状況につきましては、診断・検査の結果、左手首骨折と診断されました。受注者である株式会社亜細亜建設では、着工から事故当時まで、工事における作業手順・安全管理等に関し、市の指導の下、施工計画書を作成するなど安全管理活動や施工計画及び作業手順の周知徹底を図り、事故の防止に努めておりました。

しかしながら、事故の発生原因としまして、市が事情聴取したところ、作業員の不注意、安全管理の徹底不足などが事故の原因につながったと考えられます。

市といたしましては、当該事故の発生を受け、再発防止策として、現場内掲示、呼びかけによる注意喚起、安全管理の確認を行うよう、速やかに指導を行ったところであります。労働基準監督署等の指導も踏まえ、安全管理・安全作業による事故

防止の徹底に努めてまいります。

報告につきましては、以上でございます。

**○神山昌則委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

**○神山昌則委員長** 質疑はないものと認めます。

この際、ほかの理事者側から報告事項などはありませんか。

**○神山昌則委員長** また、委員の皆さんから御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○神山昌則委員長** 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

( 会 議 終 了 )